

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-----------------------|
| 1 | 地方税(県税)関係事務に係る基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

広島県は、地方税(県税)関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

| | |
|------|---|
| 特記事項 | <ul style="list-style-type: none">・広島県は、地方税に関する事務を行うにあたり、「税務トータルシステム（以下「税務システム」という。）」を使用している。・税務システムに係る保守運用業務及び税務事務の一部を外部業者に委託しているが、不正入手・不正使用対策として委託契約書に「個人情報取扱特記事項」を明記して守秘義務を課すとともに、「情報セキュリティに関する特記事項」により、情報セキュリティ遵守を義務付けている。・内部による不正利用防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、生体認証、ID及びパスワードにより、操作者を限定し、追跡調査のためシステムのアクセスログを保存するなどの対策を講じている。 |
|------|---|

評価実施機関名

広島県知事

公表日

令和8年2月3日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 地方税に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>○地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち県税の賦課徴収事務</p> <p>事務の概要は次のとおり。</p> <p>○納税者からの申告及び届出等による課税管理業務 ○収納、還付、充当等を行う収納管理業務 ○滞納者情報による督促状等送付や滞納整理を行う滞納管理業務 ○納税者の宛名情報の特定や突合を行う納税者管理業務</p> <p>(備考)地方税に関する事務の内容:納税者からの申告・届出又は調査により課税し、納税通知書等を送付するとともに、納税者が納付した税金を県の歳入として受け入れ、納付額が課税額より多い場合は超過額を還付、納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後に滞納整理を行う。</p> <p>① 納税者から提出される申告書等を受け付け、確認を行う。 ② 紳税者からの申請を受け付け、減免決定等の確認を行う。 ③ ②について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第19条第8号に基づき、情報提供ネットワークと連携して、情報照会を行う。 ④ 必要に応じて納税者や申告書等の内容について、調査を行う。 ⑤ ②及び③により決定した減免決定について、納税者に減免決定通知書等を送付する。 ⑥ ①及び④により課税した内容について、納税者に納税通知書を送付する。 ⑦ 紳税者が納付書により納付したことについて、金融機関からの領収済通知書により確認する。 ⑧ 紳税額が課税額より多い場合は超過額を還付のうえ、納税者に還付・充当通知書等を送付する。 ⑨ 紳税者からの納税証明書交付申請書を受け付け、確認を行う。 ⑩ ⑨に係る納税証明書を納税者に交付する。 ⑪ 纳税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、納税者に督促状を送付する。 ⑫ 督促した納税者から納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、滞納整理を行う。</p> |
| ③システムの名称 | 税務トータルシステム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 税務システムデータベースファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項、別表24の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条及び第51条 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 広島県総務局税務課 |
| ②所属長の役職名 | 税務課長 |

6. 他の評価実施機関

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

| | |
|-----|--|
| 請求先 | 広島県総務局総務課 情報公開担当 〒730-8511 広島市中区基町10番52号 電話:082-513-2380 |
|-----|--|

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

| | |
|-----|--|
| 連絡先 | 広島県総務局税務課 企画グループ 〒730-8511 広島市中区基町10番52号 電話:082-513-2321 |
|-----|--|

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

| | |
|--------|--|
| 適用した理由 | |
|--------|--|

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | <p>[30万人以上] <選択肢></p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p> |
| いつ時点の計数か | 令和7年4月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | <p>[500人未満] <選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p> |
| いつ時点の計数か | 令和7年4月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | <p>[発生なし] <選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p> |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|--------------------------|
| 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|-----------|--|
| [基礎項目評価書及び全項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | []委託しない |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | []提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | []接続しない(入手) [○]接続しない(提供) |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

7. 特定個人情報の保管・消去

| | | |
|-----------------------------|---------------------|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
|-----------------------------|---------------------|---|

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

| | | |
|-----------------------|---|---|
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 地方税(県税)関係事務においては、次の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人で確認するなど安全管理措置を講じており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申告書の保管・廃棄 ・国税連携システムから税務システムへの所得税申告書等データの取込み 等 | |

9. 監査

実施の有無 [] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

| | | |
|--------------|------------------------|---|
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
|--------------|------------------------|---|

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する

| | |
|------------------|---|
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | <p>[]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】 | <p>[]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|-------------------------------|--|---|------|-------------------------------|
| 平成28年3月31日 | I.5.評価実施機関における担当部署 | 税務課長 若林 拓 | 税務課長 斎藤 哲也 | 事後 | 1年に1回の見直しによる |
| 平成29年3月31日 | II.3.重大事故 | 発生あり | 発生なし | 事後 | 1年に1回の見直しによる |
| 平成30年3月19日 | 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項 | ・内部による不正利用防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、IDカード、ID及びパスワードにより、操作者を限定し、追跡調査のためシステムのアクセスログを保存するなどの対策を講じている。 | [～平成31年9月末まで] (内容省略(同左)) [平成31年10月～] ・内部による不正利用防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、生体認証、ID及びパスワードにより、操作者を限定し、追跡調査のためシステムのアクセスログを保存するなどの対策を講じている。 | 事前 | 全項目評価書の見直しによる |
| 平成30年3月19日 | I.5.評価実施機関における担当部署 | 税務課長 斎藤 哲也 | 税務課長 高橋 大輔 | 事後 | 1年に1回の見直しによる |
| 平成31年3月18日 | I.5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名 | 税務課長 高橋 大輔 | 税務課長 | 事後 | 特定個人情報保護評価指針の見直しにより様式が改訂されたため |
| 平成31年3月18日 | IV.リスク対策 | 記載事項なし | リスク対策の実施状況を追加 | 事後 | 特定個人情報保護評価指針の見直しにより様式が改訂されたため |
| 令和2年3月31日 | 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項 | 旧システム(～令和元年9月末)、新システム(令和元年10月～)について記載 | 新システム(令和元年10月～)について記載 | 事後 | 1年に1回の見直しによる |
| 令和8年2月2日 | 表紙.個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言.特記事項 | 「広島県税務トータルシステムセキュリティ実施手順」による「情報セキュリティ要件」により | 「情報セキュリティに関する特記事項」により | 事後 | 文言整理 |
| 令和8年2月2日 | I.1.②事務の概要 | 別表第二 | 第19条第8号 | 事後 | 引用条項の整理 |
| 令和8年2月2日 | I.3.法令上の根拠 | 番号法 別表第一の16の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 | 番号法第9条第1項、別表24の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 | 事後 | 引用条項の整理 |
| 令和8年2月2日 | I.4.②法令上の根拠 | 番号法 別表第二の28の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第21条 | 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条及び第51条 | 事後 | 引用条項の整理 |
| 令和8年2月2日 | I.7.請求先 | 情報公開グループ | 情報公開担当 | 事後 | 文言整理 |
| 令和8年2月2日 | IV.8.人手を介在させる作業 | 記載事項なし | 評価及び判断の根拠を追加 | 事後 | 特定個人情報保護評価指針の見直しにより様式が改訂されたため |
| 令和8年2月2日 | (評価書全体) | , (カンマ) | 、(読点) | 事後 | 文言整理 |